

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

(3) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(4) 退職給付引当金の計上基準

① 独立行政法人福祉医療機構（以下、「福祉医療機構」という。）の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

② 法人独自の退職一時金

福祉医療機構の主宰する退職共済制度に加入していない期間がある職員については、給与規程に基づき当該期間も加入していたものとして算出した退職共済金と実際の支給予定額との差額を退職給付引当金として負債に計上しつつ、前期末残高からの増加額を退職給付費用として計上している。

なお、上記退職給付引当金に対応する特定資産を個別に引当資産として計上している。

(5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号、最終改正平成 30 年 3 月 20 日厚生労働省令第 25 号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(6) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員^(注)の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入している。

また、福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職共済制度に加入していない期間がある職員については、当該過去勤務債務に対して給与規程に基づき当該期間も加入していたものとして算出した退職共済給付予定額と実際の給付予定額との差額を退職一時金として支払うこととしている。

(注) 就業規則第3条に規定する正規職員

4. 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人は、(4)に記載する主として社会福祉事業を運営する拠点区分のみを実施しているため、(1)～(3)に記す計算書類を作成するものである。

(1) 法人単位の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(3) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(4) 当法人が実施する事業区分における各拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

(社会福祉事業区分)

ア 法人本部拠点区分

イ 八王子自立ホーム拠点区分

「障害者支援施設(施設入所支援)八王子自立ホーム」

「障害者支援施設(生活介護)八王子自立ホーム」

「障害者支援施設(短期入所)八王子自立ホーム」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	10,000,000	0	0	10,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定に基づく基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除売却に伴う取崩額

建物 該当する事項はない。

構築物 該当する事項はない。

機械及び装置 該当する事項はない。

車輛運搬具 該当する事項はない。

器具及び備品 サーバー等の廃棄に伴う取崩額

2円

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	373,680	3,892	369,788
機械及び装置	950,400	128,700	821,700
車輛運搬具	4,758,269	4,758,266	3
器具及び備品	32,733,199	19,789,032	12,944,167
合計	38,815,548	24,679,890	14,135,658

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	32,480,325	0	32,480,325
未収金	332,880	0	332,880
合計	32,813,205	0	32,813,205

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

該当する事項はない。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	0 円	95,035 円
② 長期前払費用からの振替額	167,346 円	0 円
貸借対照表計上額	<u>167,346 円</u>	<u>95,035 円</u>

(2) 積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

イ. 建物設備等整備積立金（法人本部拠点区分）

将来発生が見込まれる建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入等に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。この積立金は、理事会の承認により取崩すこととなる。

(3) 東京都に預託された積立金等について

東京都からの八王子自立ホームの事業移譲に伴い、東京都福祉保健局長と締結した「はばたきの郷 八王子自立ホームに預託する積立金等の取扱いに関する協定書」に基づき、以下の資金を預託されることとなった。

これらの積立金等は、協定書の第3条により以下のそれぞれの目的に使用する必要が生じたとき、東京都と事前協議し承認を得て使用するものである。

① 積立金

イ. 人件費積立金

一時的に不足する人件費の支出のほか、特段の事情があると認められる人件費に対処する積立金であり、同額の積立資産を留保するものである。

なお、29年度において50,000,000円の取崩しを行っているが、平成29年5月30日付29福保障施第64号-2において、当該取崩額のうち処遇改善助成金に相当する額を除いた48,738,174円については、平成33年度末までに補填するものとされている。東京都に確認の上、当年度において38,000,000円を補填している。

ロ. 施設整備等積立金

建物、設備等について、小規模な修繕や改築、備品整備等に対処する積立金であり、同額の積立資産を留保するものである。

なお、当年度において「修繕積立金」及び「備品等購入積立金」から名称変更を行っている。

② 移譲時特別預託金

東京都の指示により、法人が建物の老朽化等による移譲後の建物躯体及び基礎設備などの大規模な修繕等が必要な場合に対処する積立金であり、同額の積立資産を留保するものである。